

印西市高齢者福祉計画、認知症施策推進計画及び介護保険事業計画策定  
委員会設置要綱

平成10年8月17日告示第82号

改正

平成11年4月1日告示第50号の2

平成14年2月12日告示第5号

平成17年11月1日告示第169号

平成18年3月16日告示第30号

平成19年2月16日告示第11号

平成20年3月31日告示第46号

平成27年3月31日告示第58号

平成31年3月20日告示第34号

令和2年3月27日告示第59号

令和8年3月31日告示第102号

印西市高齢者福祉計画、認知症施策推進計画及び介護保険事業計画策  
定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 印西市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する計画をいう。）、認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項に規定する市町村認知症施策推進計画をいう。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する計画をいう。）（以下これらを「計画」という。）を策定するため、印西市高齢者福祉計画、認知症施策推進計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について協議及び検討を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

**第3条** 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護サービスに関する事業に従事する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(会議の書面開催)

**第6条** 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議の招集が困難であると認める場合は、期日を指定して書面により委員の意見又は賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 委員長は、前項の場合において、指定の期日までに到着しない意見又は賛否は、議決の数に加えないものとする。

(庶務)

**第7条** 策定委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。